

事前評価個表

事業名	国有林直轄治山事業 (防災林造成)	事業実施計画期間	平成27年度～平成32年度(6年間)
事業実施地区名 (都道府県名)	ひがしまつしまちく 東松島地区 (宮城県)	事業実施主体	東北森林管理局 宮城北部森林管理署
事業の概要・目的	<p>当地区は、宮城県中央部の東松島市の沿岸に位置する海岸防災林であり、強風や飛砂等による被害を防止するなどの機能により、沿岸地域の土地利用を可能にするなどの役割を果たしてきた。</p> <p>平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波は、東松島市においても高さ7.7m程度に達していることが記録されている。津波発生により海岸防災林では、津波が海岸防災林を通り抜ける際に発生した「倒伏」「流失」「折損」及び時間が経過してからの「立ち枯れ」などの被害が発生した。</p> <p>「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」の提言等により、海岸防災林は多重防御の一環として、防潮堤と併せて津波を防御する対策に位置づけられている。また、海岸防災林の内陸側に隣接する農地等では復旧事業が進められており、今後も海岸防災林による風害、塩害及び飛砂防備機能等の発揮が求められていることから事業を実施し、海岸防災林の復旧を図るものである。</p> <p>主な事業内容 植栽工120ha、防風工61,810m、静砂工131,030m 主な保全対象 農地、人家、航空自衛隊松島基地 244ha 総事業費 2,505,009千円</p>		
費用対効果分析	総便益(B)	3,190,769	千円
	総費用(C)	2,157,876	千円
	分析結果(B/C)	1.48	
森林管理局事業評価技術検討会の意見	<p>海岸防災林による機能発揮が求められている地区であり、事業実施の必要性が認められる。</p> <p>なお、東北地方太平洋沖地震での事例のように、海岸防災林には津波被害を軽減する一定の効果が見られた。今回は海側へ他事業が防潮堤を整備するため便益が重複しないよう算定しなかったが、今後は、他事業と重複しない場合は、災害防止便益についても算定するよう努められたい。</p>		
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性： 海岸防災林の被災状況から、放置すれば内陸部の保全対象に強風や飛砂等の被害を与えるおそれがあること、また、宮城県等における震災復興計画により海岸防災林の復旧が望まれていることから、当事業の必要性が認められる。 ・効率性： 事業実施にあたっては、現地の地形・気象条件から見て技術的に適切な樹種・工種で計画されており、また、費用対効果分析結果も投資効率性が確保されていることから、効率性が認められる。 ・有効性： 事業の実施により、風害、塩害、飛砂等の防止機能が発揮され、内陸部の保全が図られることから有効性が認められる。 		

様式1

便 益 集 計 表
(治山事業)

事業名：防災林造成
施行箇所：東松島地区

都道府県名：宮城
(単位：千円)

大 区 分	中 区 分	評価額	備 考
環境保全便益	風害軽減便益	3,190,769	
総 便 益 (B)		3,190,769	
総 費 用 (C)		2,157,876	千円
費用便益比	$B \div C = \frac{3,190,769}{2,157,876}$		= 1.48

防災林造成事業 東松島地区（宮城県） 概要図

